

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則（平成17年総社市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>（納入書等の様式） 第4条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（50）略 （51）市民税・県民税・<u>森林環境税</u>納税通知書（その1） 様式第54号 （51）の2 市民税・県民税・<u>森林環境税</u>納税通知書（その2） 様式第54号の2 （52）～（80）略</p> <p><u>様式第27号の2（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第27号の3（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第52号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>（納入書等の様式） 第4条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（50）略 （51）市民税・県民税納税通知書（その1） 様式第54号 （51）の2 市民税・県民税納税通知書（その2） 様式第54号の2 （52）～（80）略</p> <p><u>様式第27号の2（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第27号の3（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第52号（第4条関係）</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前
<u>様式第54号（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第54号（第4条関係）</u> 略
<u>様式第54号の2（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第54号の2（第4条関係）</u> 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に保有する様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

年 月 日

様

総社市長



充 当 通 知 書

あなたの納められた税額が、次のとおり過納となりましたので充
当します。

※充当または委託納付を含みます。

お問い合わせ番号

納付(入) 義務者			
理 由			
年 度		通知番号	
科 目		備 考	

過 誤 納 額	+	加 算 金	-	充 当 合 計 額	=	還 付 合 計 額

年 度	【過誤納額の明細】	期 別	区 分	【納付済額】			【過誤納額】		
				税 額	督 手	延 滞 金	税 額	督 手	延 滞 金
年 度	【充当される金額の明細】	期 別	区 分	【充当額】			【残未納額】		
				税 額	督 手	延 滞 金	税 額	督 手	延 滞 金

単位：円

(教示)

年 月 日

様

総社市長

印

還 付 充 当 通 知 書

あなたの納められた税額が、次のとおり過納となりましたので還付、充当します。
 ※充当または委託納付を含みます。

お問い合わせ番号

納付(入)義務者			
理由			
年度		通知番号	
科目		備考	

過 誤 納 額	+	加 算 金	-	充 当 合 計 額	=	還 付 合 計 額

年 度	【過誤納額の明細】	期 別	区 分	【納付済額】			【過誤納額】		
				税 額	督 手	延 滞 金	税 額	督 手	延 滞 金
年 度	【充当される金額の明細】	期 別	区 分	【充当額】			【残未納額】		
				税 額	督 手	延 滞 金	税 額	督 手	延 滞 金

単位：円

(教示)

様式第52号（第4条関係）

（その1）

総社市 年度 公 領収済通知書					
口座番号	01230-3-960055	加入者名	総社市会計管理者	合計金額	
収納機関番号	納付書番号	確認番号	納付区分	納付	
納付期限	期別	通知番号			
納付税額					
円 					
円 					
納付者氏名 					
C V S 等 					
上記のとおり領収しました。 総社市会計管理者 様					
総社市指定金融機関等					
この票は、コンビニ本部、市役所が保管する。					

納付書 年度 公 (総社市)	
口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
期別	
通知番号	
納付書番号	
納付者氏名	
納付税額	円
	円
	円
合計金額	円
納付期限	
上記のとおり納付します。	
主管課名	領収日付印
岡山県 総社市	
この票は、コンビニ店舗、取扱金融機関が保管する。	

督促状兼領収証書 (総社市) 印	
総社市長	
※この領収証書は5年間大切に保管してください。	年度 通知番号 納付書番号 納付者氏名 納付税額 円 円 円 合計金額 円 納付期限 上記のとおり領収しました。 領収日付印 (納付者保管)

注 意

◎延滞金について
 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）に基づいて計算した額です。

◎滞納処分について
 この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて
 1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(その2)

督 促 状		注 意
【納付義務者】		
氏名		◎延滞金について 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）に基づいて計算した額です。
住所		
世帯番号		◎滞納処分について この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。
通知番号		
識別番号		◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて 1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
備考		
税目		
調定年度		
賦課年度		
期別		
税額		
督促手数料		
延滞金	※規定により算出した額	
納付期限		
上記金額が未納となっておりますので、至急、指定金融機関等に納付してください。なお、本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。		

所得金額		所得控除額		税額										市民税	県民税			
総合課税所得の内訳	給与収入金額		雑損控除															
	給与所得 (所得金額調整控除後)		医療費控除		総所得													
	営業等所得		小規模企業共済		山林所得													
	農業所得		社会保険料控除		分離短期譲渡所得													
	不動産所得		生命保険料控除		分離長期譲渡所得													
	利子所得		地震保険料控除		株式等譲渡所得													
	配当所得				上場株式等の配当等所得													
	公的年金等	収入金額		障・寡・ひ・勤		先物取引所得												
		所得金額		配偶者控除		特例肉用牛所得												
	業務		配偶者特別控除		税額控除額													
	その他		扶養控除		所得割額													
	雑所得		基礎控除		均等割額													
	短期・長期・一時所得		所得控除計												森林環境税免除額			
	損失の繰越控除額		課税標準額												森林環境税額			
総所得金額		総所得		控対配		扶養								年税額				
山林所得		山林所得		有	無	老	特 定 人	同 居 内	老 人	16 歳 未 満 人	そ の 他 人					給与特別徴収税額		
分離短期譲渡所得		分離短期譲渡所得														年金特別徴収税額		
分離長期譲渡所得		分離長期譲渡所得										普通徴収税額						
株式等譲渡所得		株式等譲渡所得		障害		本人該当事項								控除不足額				
上場株式等の配当等所得		上場株式等の配当等所得		同 居 内	特 別 人	そ の 他 人	未 成 年	障 害 特 別	そ の 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生					普通徴収納付額	
先物取引所得		先物取引所得																
特例肉用牛所得		特例肉用牛所得														還付充当可能額		
通知番号																		



総社市

年度

領収済通知書

口座番号	01230-3-960055	加入者名	総社市会計管理者	合計金額				円
収納機関 番号		納付書 番号		確認 番号		納付 区分		
納期限		期別		通知 番号				

納付税額	円	□,□□□	円	□□,□□□,□□□	円
納付者 氏名					領収日付印
CVS等 収納用					

上記のとおり領収しました。
総社市会計管理者 様

総社市指定金融機関等

この票は、コンビニ本部、市役所が保管する。

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター



納付書

(総社市) 年度

口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
期別	
通知番号	
納付書番号	
納付者氏名	
納付税額	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	

上記のとおり納付します。

主管課名	領収日付印
岡山県 総社市	

この票は、コンビニ店舗、取扱金融機関が保管する。

口座番号 01230-3-960055 加入者名 総社市会計管理者



領収証書(総社市)

年度	
通知番号	
納付書番号	
納付者氏名	
納付税額	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	
領収日付印	

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

上記のとおり領収しました。
(納付者保管)

税率及び賦課の根拠等について

- 1 税率
- 2 賦課期日
- 3 賦課の根拠
- 4 市民税・県民税・森林環境税が課税されない方
- 5 納期
- 6 納税管理人
- 7 延滞金及び督促手数料
- 8 滞納処分
- 9 不服申立て及び取消しの訴え

様式第54号の2（第4条関係）

市民税・県民税・森林環境税納税通知書

当該年度分の市民税・県民税・森林環境税額を次のとおり通知します。
記載した税額を該当期(月)に、口座振替納付の方は、記載の金融機関口座から振替をします。公的年金特別徴収対象の方は、記載の年金から差し引きます。

総社市長



納税義務者			
世帯番号			
通知番号			

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

期別	普通徴収税額の納期限

所得金額		所得控除額		税額										市民税	県民税			
総合課税所得の内訳	給与収入金額		雑損控除															
	給与所得 (所得金額調整控除後)		医療費控除		総所得													
	営業等所得		小規模企業共済		山林所得													
	農業所得		社会保険料控除		分離短期譲渡所得													
	不動産所得		生命保険料控除		分離長期譲渡所得													
	利子所得		地震保険料控除		株式等譲渡所得													
	配当所得				上場株式等の配当等所得													
	公的年金等	収入金額		障・寡・ひ・勤		先物取引所得												
		所得金額		配偶者控除		特例肉用牛所得												
	業務		配偶者特別控除		税額控除額													
	その他		扶養控除		所得割額													
	雑所得		基礎控除		均等割額													
	短期・長期・一時所得		所得控除計												森林環境税免除額			
	損失の繰越控除額		課税標準額												森林環境税額			
	総所得金額		総所得		控対配		扶養								年税額			
山林所得		山林所得		有	無	老	特 定 人	同 居 内	老 人	16 歳 未 満 人	そ の 他 人					給与特別徴収税額		
分離短期譲渡所得		分離短期譲渡所得														年金特別徴収税額		
分離長期譲渡所得		分離長期譲渡所得														普通徴収税額		
株式等譲渡所得		株式等譲渡所得		障害		本人該当事項								控除不足額				
上場株式等の配当等所得		上場株式等の配当等所得		同 居 内	特 別 人	そ の 他 人	未 成 年	特 別	障 害 そ の 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生					普通徴収納付額	
先物取引所得		先物取引所得																
特例肉用牛所得		特例肉用牛所得															還付充当可能額	
通知番号																		

下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。

(単位：円)

通知番号

税額控除額内訳	市民税	県民税	税額控除額内訳	市民税	県民税	決定(変更)理由

徴収区分別税額内訳

	年税額	給与特別徴収税額	年金特別徴収税額	普通徴収税額

公的年金特別徴収月割徴収税額

	月 割 徴 収 税 額		
4月			
6月			
8月			
10月			
12月			
2月			
	翌年度月割仮徴収税額		
翌4月			
翌6月			
翌8月			

普通徴収期割納付税額

	普 通 徴 収 税 額			普通徴収税額の納期限

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類		法人番号
支払者の名称		

税率及び賦課の根拠等について

- 1 税率
- 2 賦課期日
- 3 賦課の根拠
- 4 市民税・県民税・森林環境税が課税されない方
- 5 納期
- 6 納税管理人
- 7 延滞金及び督促手数料
- 8 滞納処分
- 9 不服申立て及び取消しの訴え